



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（ものづくり振興課）…………… 1
 - 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院事業局経営課）…………… 3
- 病院事業局事項**
- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程…………… 4

公布された条例のあらまし

- おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）
 - 1 洗い場の利用料金の単位及び基準額を改めることとした。（別表関係）
 - 2 素地室及び下地・加飾室の利用料金の基準額を定めることとした。（別表関係）
 - 3 多目的室の利用料金の基準額等を改めることとした。（別表関係）
 - 4 企画展示室の利用料金の単位等を改めることとした。（別表関係）
 - 5 その他所要の改正を行うこととした。（別表関係）
 - 6 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第42号）
 - 1 選定療養に係る後発医薬品のある新医薬品等の調剤料の額を定めることとした。（別表第3関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

条 例

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第41号

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例（令和3年沖縄県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中

洗い場		1時間につき	990円	を
漆芸	素地室及び下地・加飾室	1時間につき	1,300円	
	上塗り室	1時間につき	170円	

洗い場		1区画1時間につき	240円	に、
漆芸	素地室	1時間につき	1,020円	
	下地・加飾室	1時間につき	280円	
	上塗り室	1時間につき	170円	

多目的室	1号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,120円	を
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,240円	
	2号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,250円	
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,500円	
	3号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,280円	
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,560円	

多目的室	1号室、2	工芸産業に関連する催物	1室半日につき	1,120円
------	-------	-------------	---------	--------

	号室及び3号室	に利用する場合			に、
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,240円	

企画展示室	工芸産業に関連する催物に利用する場合		1日につき	4,350円	を
	その他の催物に利用する場合		1日につき	8,700円	

展示室	1号室及び2号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室1日につき	4,350円	に改
		その他の催物に利用する場合	1室1日につき	8,700円	

める。

別表備考に次のように加える。

- 4 「半日」とは、午前9時から午後1時30分まで又は午後1時30分から午後6時までをいう。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第42号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「 その他の施設及び材料 等の使用料		局長が別に定める額	を
「 選定療養に係る後発医 薬品のある新医薬品等 の調剤料 その他の施設及び材料 等の使用料	1回につき	保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則 (昭和32年厚生省令第16号)第7条の2 に規定する後発医薬品(以下「後発医薬 品」という。)のある医薬品、医療機器 等の品質、有効性及び安全性の確保等 に関する法律(昭和35年法律第145号)第14 条の4第1項各号に掲げる医薬品(以下 「新医薬品等」という。)の薬価から当 該新医薬品等の後発医薬品の薬価を控除 して得た価格に4分の1を乗じて得た価 格を用いて点数表により算定した額に相 当する額に100分の110を乗じて得た額 局長が別に定める額	に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第14号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年10月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「県立八重山病院 2,200円」を「県立八重山病院 7,000円(歯科口腔^{くわう}外科の受診の場合にあっては、5,000円)」に、

「		4 県立宮古病院 3,000円(歯科口腔 ^{くわう} 外科の受診の場合にあっては、1,900円)	を
「		4 県立宮古病院 3,000円(歯科口腔 ^{くわう} 外科の受診の場合にあっては、1,900円)	を

		ては、1,900円) 5 県立八重山病院 3,000円 (歯科口腔外科 ^{くわう} の受診の場合に あつては、1,900円)	に、
「	第二意見相談料	1回につき	5,380円 (検査結果の判断又は画像診断を行った場合にあつては、5,380円に、当該検査結果の判断又は画像診断について点数表により算定した額に相当する額を加算した額) に100分の110を乗じて得た額
	その他の施設及び材料等の使用料		を
「	第二意見相談料	1回につき	5,380円 (検査結果の判断又は画像診断を行った場合にあつては、5,380円に、当該検査結果の判断又は画像診断について点数表により算定した額に相当する額を加算した額) に100分の110を乗じて得た額
	選定療養に係る後発医薬品のある新医薬品等の調剤料	1回につき	保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則 (昭和32年厚生省令第16号) 第7条の2に規定する後発医薬品 (以下「後発医薬品」という。) のある医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号) 第14条の4第1項各号に掲げる医薬品 (以下「新医薬品等」という。) の薬価から当該新医薬品等の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に4分の1を乗じて得た価格を用いて点数表により算定した額に相当する額に100分の110を乗じて得た額
	その他の施設及び材料等の使用料		に改
める。			
附 則			
この規程は、令和6年10月29日から施行する。ただし、別表第1の改正規定 (「県立八重山病院 2,200円」を「県立八重山病院 7,000円 (歯科口腔外科 ^{くわう} の受診の場合にあつては、5,000円) 」に改める部分及び			
「		4 県立宮古病院 3,000円 (歯科口腔外科 ^{くわう} の受診の場合にあつては、1,900円)	を
「		4 県立宮古病院 3,000円 (歯科口腔外科 ^{くわう} の受診の場合にあつては、1,900円) 5 県立八重山病院 3,000円 (歯科口腔外科 ^{くわう} の受診の場合にあつては、1,900円)	に改
める部分に限る。) は、令和7年4月1日から施行する。			

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
---	--